

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年7月29日

八尾市監査委員	富	永	峰	男
同	八	百	康	子
同	平	田	正	司
同	花	村	茂	男

記

1 措置の通知

平成22年度定期監査（市立病院事務局）の結果に対する措置の通知  
平成23年6月28日付け八市病第132号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

市立病院事務局企画運営課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約関係事務について            今回の定期監査では、PFI事業に関し、八尾市立病院維持管理・運営事業契約に基づくモニタリング等の状況について、市立病院事務局が所持する「モニタリング委員会」、「PFI事業評価部会」の議事録等を監査資料として監査を実施したが、モニタリング結果に基づくSPC（特別目的会社「八尾医療PFI株式会社」）に対する業務改善命令、減額措置等については適切な対応がなされていると思料され、特に指摘する事項は見受けられなかった。</p> <p>なお、PFI事業に係るもの以外の他の契約に関する事務においては次の各号のとおり改善を要する事項が見受けられた。</p> <p>(1) 随意契約において、複数の見積書を徴していないものや随意契約の理由、適用条項が適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成23年4月1日）</p> <p>平成23年度の随意契約において、複数の見積書を徴して適正に処理を行うとともに、随意契約の理由及び地方公営企業法施行令第21条の14の適用条項を精査し、事務処理を行いました。</p>
<p>(2) 契約者の住所が見積書と契約書で相違するもの、契約書の契約者名の記載に誤りがあるもの、契約書の契約期間開始日が伺書の決裁日よりも前の日となっているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成23年1月5日）</p> <p>事務処理において、契約者の住所や契約者名などの不備につきましては、確認作業を強化するよう、課内職員に指示を徹底しました。また、契約期間開始日と決裁日につきましては、適正な処理を行うよう、あわせて指示を徹底しました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(3) 伺書において、契約単価等の記載のみで、契約に係る年間予定金額、予算額等の記載がないものが見受けられるが、決裁者を区分する根拠等として必要なものであり明記すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 23 年 1 月 5 日）</p> <p>事務処理において、伺書への契約に係る年間予定額、予算額等の記載について、適正な処理を行うよう、課内職員に指示を徹底しました。</p>
<p>(4) 伺書に添付されている見積書において、日付の記入のないものや仕様様の相違するもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 23 年 1 月 5 日）</p> <p>事務処理において、伺書に添付する見積書の日付が未記入なものや仕様との相違について、適正な処理を行うよう、課内職員に指示を徹底しました。</p>
<p>(5) 電算システムの保守業務の一部再委託について、委託内容の全部を再委託しているように見受けられるものが認められたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 23 年 4 月 1 日）</p> <p>平成 23 年度の契約時に、提出された再委託申請書において、再委託内容を確認し、事務処理を行いました。</p>
<p>2 各種手当の認定・支給事務について</p> <p>(1) 共通事項関係</p> <p>ア 各種手当の支給開始根拠となる届書の受付印が押印されていないものや受付日が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 23 年 1 月 5 日）</p> <p>今後は受付印の押印漏れ等のない、適正な事務処理を行うよう、課内職員に指示を徹底しました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>イ 各種手当の認定額の変更において、旧支給額の方が分かる届等が添付されておらず、変更に伴う戻入の手続き等精算処理の確認ができないため、精算額の根拠について変更認定の決裁時及びその後の事後処理が明確となるよう事務処理方法の改善を図ること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成23年1月5日）</p> <p>今後、認定額の変更を行う際には、旧支給額が分かる届出書を添付するとともに、精算額が分かる書類を新たに添付するなど事務処理過程が明確になるよう事務処理方法の改善を図りました。</p>
<p>(2) 扶養手当関係</p> <p>ア 扶養親族届において、最新の届書の扶養親族としての認定者に基づく額と現行の手当支給額とが一致しないものが見受けられたので、支給額と認定内容が明確となるよう事務処理の改善を図ること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成23年5月17日）</p> <p>指摘事項について、新たに必要書類の提出を受け、現行の手当支給額が誤りでないことを確認しました。また、認定額を変更する際、必要書類を確認するなど、支給額と認定内容が明確になるよう事務処理の改善を図りました。</p>
<p>イ 扶養親族届に係る添付書類において、配偶者の離職証明の添付のないものや証明の内容が不備なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成23年5月17日）</p> <p>指摘事項について、新たに必要書類の提出を受け、現行の手当支給額が誤りでないことを確認するとともに、必要書類の提出漏れ等がないよう、課内職員に指示を徹底しました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(3) 住居手当関係</p> <p>八尾市立病院企業職員住居手当支給規程第10条第1項においては、「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受け受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う」とされているが、住居届の受理日と支給開始月との関係において規定と異なる事例が見受けられたので、処理経過を明記する等事務改善を図ること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成23年1月5日)</p> <p>指摘事項について、減額遡及等が適正に行われていることを確認するとともに、処理経過を明記するよう事務改善を図りました。</p>
<p>(4) 通勤手当関係</p> <p>通勤手当の認定において、通勤距離数に基づく支給額の認定を誤っているものや通勤経路が複数ある場合で、八尾市立病院企業職員通勤手当支給規程第5条第1項第1号に規定された「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」としては認められないものが見受けられたので、適正に処理すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成23年2月18日)</p> <p>指摘事項について、認定の誤り等のあった職員に対して、追給・返納処理を行うとともに、通勤経路の適正な認定を行うよう、課内職員に指示を徹底しました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(5) 特殊勤務手当関係  特殊勤務報告書と出勤簿を照合したところ、夏季特別有給休暇及び年次有給休暇を取得している日に特殊勤務に従事した報告がなされているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 23 年 4 月 18 日)  特殊勤務手当について再度チェックを行い、有給休暇を取得している日に特殊勤務手当が支給されたものについては、返納処理を行うとともに、適正な特殊勤務手当の支給を行うよう、課内職員に指示を徹底しました。</p>
<p>(6) 時間外勤務手当関係  超過勤務命令個人カードにおいて、所属長印が押印されていないもの、超過勤務開始時間の記載がされていないものが見受けられたので、適正に処理すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 23 年 1 月 5 日)  指摘事項につき適正な処理を行うよう、関係部局に徹底しました。</p>
<p>3 文書事務について  (1) 行政財産の目的外使用許可に係る伺書において、使用許可書の年額使用料の金額の表示を月額と誤っているものや、実費負担である電気料金の金額を明記していないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 23 年 4 月 1 日)  使用許可書への使用料の適正な記載と、電気料金を明示した上で、平成 23 年度の目的外使用許可を行いました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>(2) 要綱による設置である「八尾市立病院改革プラン評価委員会」の委員謝礼金について、当該委員の委嘱に係る伺書においては、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給するとなっていた。また、「八尾市立病院改革プラン評価委員会設置要綱」には謝礼金等について何ら規定がなされておらず、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 22 年 11 月 29 日）</p> <p>平成 22 年度の委員委嘱時に、伺書において、委員謝礼として適正に表記を行うとともに、委員謝礼の根拠等を明確にし、事務処理を行いました。</p>
<p>(3) 伺書において、決裁の過不足が生じているもの、廃棄年月の記載がないもの、文書公開の取扱区分が適切でないもの、添付資料に不備があるもの等が見受けられたので、八尾市立病院事務処理規程等の関係規定に基づき適正に処理すること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 23 年 1 月 5 日）</p> <p>伺書作成の際には、八尾市立病院事務処理規程等に基づき、決裁区分、廃棄年月、公開区分等の適正を期すとともに、添付書類の不備がないよう、課内職員に指示を徹底しました。</p>